

令和 2 年 9 月 10 日

第 9 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和2年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木)午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 208・209号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	石松 雄平
委 員	2番	梅木 美代
	3番	穴井 英雄
	4番	飯沼 由彦
	5番	宮崎 博美
	6番	佐藤 仲子
	7番	穴井 千年

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号2 による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮崎 智幸
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 　ただ今から、令和2年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　それでは、議事録署名委員は、3番穴井英雄委員、5番宮崎博美委員にお願いいたします。

　なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　議案第1号 議案書の1ページをお開きください。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和2年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

　議案第1号番号1です。土地の所在は、大字西里字〇〇〇〇番地の1筆です。地目は登記簿、畑、現況、畑、面積は575㎡です。権利の種別は、3条有償移転となります。譲り渡し人と、譲り受け人は、記載の通りです。内容としましては、経営規模拡大を目的とするものです。備考欄に対価が記載されています。詳しくは、その他資料をご覧ください。1ページが、農地法第3条の規定による許可申請書の写しを付けてあります。2ページには権利を取得しようとする者の所有地が記載されています。田んぼが10,992㎡で、畑が4,386㎡です。3ページには、作付け

状況と農機具の保有状況が記載されています。作付けについては、水稻、そば、家庭菜園ジャガイモ、玉ねぎ等と、大豆、小豆、ぜんまい等です。5 ページと 6 ページには、周辺地域との関係と役割分担が記載されています。7 ページ 8 ページが登記簿謄本の写しです。9 ページには、本人確認の戸籍の写しを付けてあります。土地の登記簿謄本の住所と本人さんの住所が違うため、本人確認のために付けてあります。所有権利移転に伴う障害となるような権利関係はございません。以下 10 ページが位置図となります。11 ページが字図、12 ページに航空写真が付けてあります。集落の少し山付きに位置する場所です。13 ページが現地立ち会いの時の写真となっております。現在、1 枚は以前から借地されている場所で、そばが植えられていました。他の 1 枚はいつでも作付できるように管理されてきました。14 ページは、地元農業委員への事前説明についての確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、穴井千年委員から報告をお願いします。

7 番 説明いたします。9 月 8 日に、私と佐藤仲子さんと事務局 2 名で現地確認に行きました。内容は、宮崎事務局長が話された通り、以前から〇〇さんの土地を〇〇さんが借りて耕作しており、貸し手側の、若い人も他の土地に住んでいまして、現在は〇〇1 人で住んでいます。〇〇さんの希望もあり、若い人も耕作されないという事なので、売買してもらいたいということでこういう内容になりました。山に囲まれていて、上の土地も下の土地も〇〇さんの土地で〇〇さんの土地は、ここ 2 枚です。何も障害となるものはないと思います。皆様のご審議、よろしく願います。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 購入地の上下は、買い手の人の土地ですか。

事務局 長 はい、買い手の土地で、綺麗に管理されてる状況です。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第2号番号1から番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。

この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号です。議案書の3ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年9月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇番地で地目は登記簿、畑、現況、畑で、面積は、2,456㎡と、大字下城字〇〇〇〇番地登記簿、畑、現況、畑で面積は1,321㎡の2筆です。2筆の合計面積は3,777㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、ほうれん草、期間は1年6ヶ月、備考欄に賃貸借料が記載されています。詳しくは、資料の16ページをお開きください。下の方の3番に利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等が記載されています。設定を受ける者の要件は全てクリアできています。要件としまして、農地を全て効率的に耕作する事、農作業に常時従事することで要件はクリア出来ています。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 この畑は、新規となっていますけど、現在何か作られておられますか。

事務局 長 内容は新規となっておりますけど、現在ハウスも有り、作付けもされておられます。

7 番 何故新規となっているのですか。

事務局 長 あくまでも当然この案件の手続きが新規で、今回初めて契約をしたいという事で、申請が上がって来ましたので、新規となります。貸借期間も来年度いっぱい3月までなので1年6ヶ月となります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案の通り決定いたしました。

※決定後に波多野が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 入場)

議 長 続きましては、議案第2号の番号2です。事務局の方で説明をお願いいたします。

事務局 長 議案第2号番号2です。同じく議案書の3ページをお開きください。土地の所在は、大字上田字〇〇〇〇番地、地目は登記簿、田、現況、田で面積は、2,721㎡です。再設定となっています。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、備考欄に賃貸借が記載されています。物納1筆当たり〇〇kgになっております。詳しくは、別紙資料の17ページを開きください。3番に利用権の

設定を受ける者の農業経営の状況等が記載されています。同じく利用権の設定などを受ける者が、全ての農地を効率的に耕作する事、又、農作業に常時従事することで要件はクリア出来ています。説明は以上です。

議 長 只今の事務局長の説明に関連して、発言のある方は挙手をお願いいたします。

1 番 数字のお尋ねなのですが、〇〇さんの経営面積が 47.2a ですよ。借りる面積が 27.21a ですが、これは借りた土地との合計面積が 47.2a なのですか。

事務局長 これはそれぞれの面積なので、47.2a と 27.21a が、〇〇さんの耕作される面積となります。

1 番 はい、わかりました。

議 長 それでは、採決いたします。議案 2 号番号 1 から番号 2 について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

令和 2 年第 9 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

5 番